

登園許可書（医師記入）

保育園 園長殿

園児氏名 _____

病名（該当疾患に□をお願いします。）

●麻しん（はしか）
●インフルエンザ（　型）
●新型コロナウイルス感染症
風しん
水痘（水ぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
●咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111等）
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

●必ずしも治癒の確認は必要ありません。この登園許可書は
症状の改善が認められた段階で記入することができます。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 ____ 月 ____ 日から登園可能と判断します。

____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関 _____

医師名 _____

【かかりつけ医の皆さまへ】

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について記入をお願いします。

【保護者の皆さまへ】

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

それぞれの登園のめやすについては裏面をご確認ください。

一番は、本人の体力が回復し、主要な病気の症状がなく、普段通りの元気と食欲があることです。

早く元気になって、保育園でみんなと楽しく遊べますように、お大事になさってください。

(登園許可書 裏面)

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から 痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(ー)としている。